

博士論文審査要旨

論文審査担当者

主査 明星大学教授	島 田 博 祐
副査 明星大学教授	樋 口 修 資
副査 明星大学教授	垣 内 国 光
副査 法政大学教授	岩 田 美 香

申請者氏名 梶原 洋生

論文題目 婦人保護関連事業と知的障害関連事業に通底する「要保護」論
に関する比較研究

(論文審査の結果の内容)

本論文は、戦後の婦人保護の動向に関し、知的障害者を主対象として「売春防止法」の対象者における知能指数の変化などの再分析を中心とした 1945 年－1985 年の統計情報に基づいた法制史的な検証であり、受理不可となった昨年度に比べ、内容が整理され、章立ての構成や論述内容もだいぶ明確になった。

まず序章にて、1971 年の「知的障害者の権利宣言」から 2006 年の「障害者の権利条約」、2012 年の「障害者虐待防止法」に連なる流れを概観しながら、さらなる過去において知的障害児・者が犯罪の被害者・加害者になってきた背景と、それを踏まえた知的障害関連事業に通底する「要保護」論の存在を示し、その根幹となる法律として「売春防止法」の成り立ちと、実際の婦人保護関連事業の運営について、対象者の像を追い求める目的とし、方法論としては知能指数などに関する統計情報を切り口としながら分析を進めた。

続く第 2 章以降の本論部分では、売春防止法形成期の諸相を少年司法における矯正教育との関連も含めて概観し、同法の関連事業である、婦人相談所、婦人保護施設、婦人補導員などにおける歴史的背景と、それらの施設利用者の知能指数を分析することを通じて、先述の「要保護」論の検討を行っている。

本論文の意義（ストロングポイント）として、（1）巷間いわれてきた女性知的障害者の売春、性被害などの問題に関し、歴史的資料・統計を再整理、再検討することにより、改めて確実な形で示したこと、（2）障害者福祉、婦人福祉、児童福祉、司法福祉と縦割りになりがちな各福祉領域に関し、女性知的障害児者の問題を核とし、相互を関連づけて横断的に検討したこと、（3）婦人保護、売春防止法等に関する法制史、福祉史的観点からの研究自体が少なく希少価値があること、（4）若干飛躍的な点はあるが、近年のインクルーシブ教育と合理的配慮、人権教育等に今後生かしていくべき提言として、本論における法制的・歴史的分析から得られた知見を踏まえて、「セクシャリティを踏まえたライフキャリア教育」の重要性を提起し、教育学論文としての社会的意義を見出したことなどがあげられる。

以上の点から、博士論文として一定の評価はできると思われる。

一方、ウイークポイントとして（1）研究の独自性という点で、一次資料に対する二次分析が中心である点から弱い面があること、（2）二次分析の資料が、法律条文、座談会での意見、新聞記事、諸論文などと多岐にわたっており、それらに対し丁寧な検討は行っている反面、若干冗長でまとまりを欠く面があるために、目的との関連で検証していくべき全体像が見えにくくなっていること、（3）「要保護」論を仮説提起とそれに続く論述の鍵概念としていることは通読すると理解できるが、そこに至る問題提起の部分が、先行研究を含め若干不十分であることなどが、審査委員から指摘された。

結論として、確かに上記のウイークポイントはあるものの、本研究の意義との兼ね合いで考慮すれば、課程博士論文としての及第レベルには達していると考えた。

よって、本研究は博士（教育学）の学位を授与するに十分価値あるものと認める。

（試験および試問の結果の要旨）

論文申請者は、口頭試問、それに続く公聴会においても審査者、質問者からの質問に真摯かつ明確に回答することができた。

外部副査の岩田教授からも本論文で検討された「要保護」性にこだわり、他法、他政策を含め今後更なる検討を進めてほしいとの温かい励ましがあった。

主査としても、論文申請者の苦節 10 年の努力に敬意を表したい。

これらの事項を踏まえ、論文審査委員 4 名で慎重に審査した結果、合格と判定した。